

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和3年度の措置状況	担当課
<p>(2)コミュニティスクール運営委員会設置要綱の作成・整備について【意見】 (報告書165ページ)</p>	<p>本事業を制度的に担保する根拠は本要領であり、運営委員会の運営規則や会則といったものを要求しているわけではない。従って、運営規則や会則、運営委員会設置要綱等が整備されないことに対して違法性はないのであるが、補助金の趣旨が「運営委員会の運営費等」に対し、予算の範囲内で補助金を交付することであることから、積極的に整備されるべきである。 現状、学校教育課においてコミュニティスクール(学校運営委員会)の要綱の策定状況について、毎年度アンケートで実態把握をしているようであるが、本補助金の支出効果を最大限に高めることを意識すると、コミュニティスクール運営委員会設置要綱についてのモデルケースを策定するなどして、各学校のコミュニティスクールへの作成・整備を促進することが望まれる。</p>	<p>要綱案(モデルケース)はすでに作成し、各学校に示している。 未策定の学校に対しては提出を促すとともに、作成予定日を過ぎても提出が無い場合については、各学校へ状況確認を行い、早期の策定を促す。(2総第337号)</p>	<p>全小中学校で要綱が策定された。</p> <p>学校教育課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>2.3 学校教育活動支援 学習バス (1) 契約単価の検討について【意見】 (報告書129ページ)</p>	<p>長野市立小中学校児童生徒等輸送用車両借上げ契約書の種類は、業務の内容により2種類の契約書により運用されている。</p> <p>A契約書は、社会見学、スキー教室、スケート教室、小学校合同音楽会、中学校連合音楽会、中学校吹奏楽祭の業務に限定し、B契約書は、理科センター学習、特別支援学級児童生徒作品展及び支会ごとの計画による交流遠足・交流社会見学、山間地学校修学旅行駅送迎の業務に限定し輸送をすることになっている。輸送料金の計算根拠は、目的別に距離数と時間数で決定される仕組みとなっているが、大型バス・中型バス・ジャンボタクシーで、A契約とB契約では単価が違っている。</p> <p>※表A,Bは省略</p> <p>配車手続き及び児童生徒の人数、当日の行程等につき確認した範囲においては、学習バスでの移動時間は片道で40分前後が多かった。また距離でも一番遠いところで須坂の臥竜公園であった。学習バスの使用状況について全ての配車と行程について確認したわけではないが、学習バス使用の目的は、目的地までの移動手段であり、時間の殆どが目的地での学習時間に充当されることを考えると、学習バスの稼働(移動)時間は少なく、配車単価はA契約とB契約は同一であっても良いと思われる。</p> <p>A契約の大型バスでみると、150kmまでの11時間範囲内のバス料金はB契約より安い、これを越えた場合には、B契約の方が安くなる。</p> <p>中型バスとジャンボタクシーでは、B契約の方が単価は安いことになる。</p> <p>よって、配車単価について再検討が望まれる。</p>	<p>学校行事によって必要なバスの台数や車種は異なり、各バス会社の保有台数・保有車種に見合ったバスの配車を、偏りなく円滑に実施するため、行事の規模に応じた2種類の契約を締結している。したがって、契約を同一化することは現状困難であると考え。</p> <p>また、借上単価については、A契約を締結している運行事業者と、B契約を締結している運行事業者が、それぞれ自社から目的地の運行距離や運行時間の平均値をもとに、単価を算定している。なお、この単価は国交省のバス借上料の上限・下限運賃の範囲内で適正に定められたものである。以上のことから、今後も契約形態は継続しながら、単価格差の大きいものについて、事業者のヒアリングを行い、必要に応じて契約内容の見直しを検討していく。(2総第337号)</p>	<p>これまでに、一部事業において、A・B契約の枠にとらわれず、対象事業者が一体となった契約により事業を試し、A・B契約の統合及び料金体系の見直しについて、事業者と複数回の協議を行った。その結果、料金設定や運行方法など課題の解消が図られたことから、A・B契約の枠を取り払い、契約の一本化を実現した。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(2) 情報管理の体制について(その2)【意見】 (報告書138ページ)</p>	<p>情報セキュリティポリシーには、電子媒体等による情報セキュリティ対策として、①人的セキュリティ対策、②物理的セキュリティ対策、③技術的セキュリティ対策、④運用セキュリティ対策についてそれぞれ明記しているが、文書化された情報資産の管理体制についての記載がない。</p> <p>文部科学省策定の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)で、策定すべき情報セキュリティ対策基準の例として、情報資産の範囲を説明している。これによると、情報資産とは次のとおり。</p> <p>(ア)教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体 (イ)教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。) (ウ)教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書</p> <p>としており、解説として、これら以外の文書は、情報資産に含めていないが、文書管理規定等により適切に管理しなければならない。一中略一情報セキュリティ対策が進んだ段階では、全ての文書を情報セキュリティポリシーの対象範囲に含めることが望ましい。」と説明している。</p> <p>この点について、セキュリティポリシー上、デジタル化した情報について中心的に記載し、実運用として、文書化された個人情報等についてもデジタル化した情報と同様の取り扱いを実施しているとの事であった。</p> <p>長野市には個人情報保護体系が整備されており、教育委員会事務局の策定した情報セキュリティポリシーは、セキュリティ対策をより強固なものにする目的があつて策定されたものである。</p> <p>長野市教育委員会事務局が定める情報セキュリティポリシーでは情報資産の定義として、「文書化されたものや電子的・磁気的に記録された情報で教職員が校務遂行上利用するもの」としている。これは、各市立小中学校が定める情報セキュリティポリシーの規範となるべきものである。よって文書化された資料であっても、そこに個人情報等の記載があれば、それは情報セキュリティポリシーの範疇に納めることが好ましい。今後の事故防止を目的として、教育情報システムとして取り込み、印刷された名簿や成績の一覧等の文書については、ガイドラインに沿って一定の基準となる取扱を教育委員会として示すことが望まれる。</p>	<p>従来の教育情報セキュリティポリシーでは、デジタル化した情報に関しての取扱いに偏重していたため、今般のセキュリティポリシー改定にあわせて、紙・写真と言ったアナログの情報資産についても取扱いを定める予定である。(2総第337号)</p>	<p>令和3年5月改定の文部科学省セキュリティポリシーガイドラインに対応する形で作成した長野市セキュリティポリシー対策基準については、令和4年6月教育情報推進本部会議で決定を行い、本基準に基づき各学校に実施手順書の作成を令和4年11月末を締切として依頼した。今後、未作成の学校に対し、作成について指導を行うとともにPDCAサイクルに基づき運用を行う。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(3) 規定に基づく監査の実施について【指摘】 (報告書139ページ)</p>	<p>情報セキュリティポリシー第8(監査)には、「情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施する。」と定められている。この点につき確認したところ、情報セキュリティポリシーは学校ごとに制定しているため、内部監査を想定していたので、現実的には監査の実施は出来ていないとの事であった。</p> <p>監査人が考えるには、第8に定めているのは「監査」であり、「内部監査」と「外部監査」の2種類に区分される。内部監査を想定した場合でも、内部監査体制を整備し、誰が、どの様な手法を用いて、どのくらいのタイミングで実施するのか、また、監査結果について学校長と教育委員会事務局に報告することが望ましいと考える。</p> <p>外部監査の場合は、これを担当する者は特に明記されていないが、教育委員会あるいは教育委員会が指定した第三者による監査であると読み取れる。いずれにしても、監査の実施と確認ができていないことは問題である。</p> <p>情報セキュリティポリシー第8に基づく監査体制の整備について次の視点で検討と見直しをするべきである。</p> <p>①単なる監査の記述ではなく、内部監査か外部監査かの明記 ②監査の実施者は誰なのか。 ③監査の対象物は何なのか。 ④監査実施の間隔はどのくらいが適当か。 ⑤監査記録は誰が保管すべきなのか。 ⑥その他必要な検討事項はあるか否か。</p>	<p>従来の教育情報セキュリティポリシーでは、監査に関する記載がなく、各学校の運用に任せている状態であったことから、今般のセキュリティポリシー改定にあわせ、文部科学省のセキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、監査についても定める予定である。(2総第337号)</p>	<p>令和3年5月改定の文部科学省セキュリティポリシーガイドラインに対応する形で作成した長野市セキュリティポリシー対策基準については、令和4年6月教育情報推進本部会議で決定を行い、本基準に基づき各学校に実施手順書の作成を令和4年11月末を締切として依頼した。今後、未作成の学校に対し、作成について指導を行うとともにPDCAサイクルに基づき運用を行う。</p>	<p>学校教育課</p>